

「フラワーモニュメント制作設置等業務委託」提案競技実施要領

「フラワーモニュメント制作設置等業務委託（以下「業務委託」という。）」を実施するための専門的な技術を有する事業者を公募するとともに、提案内容が最も優秀な事業者と契約するものです。この実施要領については、相手方候補者を選定するための提案競技に参加する事業者（以下「提案者」という。）が留意すべき以下の事項を十分に踏まえたうえで提案を行ってください。

1 事業名称

フラワーモニュメント制作設置等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

3 提案限度価格

3,298,900円（消費税及び地方消費税含む）

を上限に推進業務委託の事業額を提案すること。

4 委託内容

別紙1 業務委託提案仕様書（以下「仕様書」という。）参照

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 公募開始 | 令和7年11月13日(木) |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和7年11月14日(金) から
令和7年11月18日(火) 17時まで |
| (3) 質問書の回答 | 令和7年11月21日(金) |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和7年11月27日(木) 17時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年12月11日(木) 17時まで |
| (6) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年12月18日(木) ※予定 |
| (7) 最優秀提案者の決定通知 | 令和7年12月19日(金) ※予定 |
| (8) 契約締結 | 令和7年12月24日(水) ※予定 |

※1 説明会は開催しない

※2 質問がある場合は、質問書を提出すること

6 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置、又は排除措置を受けている期間がある者でないこと

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (5) この提案公募の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること

- (6) 市町村税を滞納していない者であること
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

7 共同事業体

複数の事業者が共同事業体（以下「JV」と言う。）として参加する場合は、参加申込時にJVを形成し、代表団体を定めること。その他の条件については、以下のとおりとする。

- (1) 各構成員が参加資格を有すること
- (2) 本提案に参加するJVが2団体以上の場合、各JVに同じ構成員が属することはできない
- (3) 参加申込後の代表団体の変更及び構成団体の変更は原則として認めない

8 提案競技質問書の提出及び回答

- (1) 受付期限 令和7年11月18日(火)17時まで
- (2) 提出先 「18 提出先・問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法 電子メールで提出し、質問書を提出した旨を南区総務部企画振興課（以下「事務局」という。）まで連絡すること
- (4) 回答方法 令和7年11月21日(金)に、福岡市のホームページに掲載する

9 提案競技参加申込書等の提出について

- (1) 提出期限 令和7年11月27日(木)17時まで（必着）
- (2) 提出先 「18 提出先・問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法
 - ① 郵送
 - ア 特定記録または簡易書留で原本を郵送すること
 - イ 送付後、必ず事務局に連絡すること
 - ② 電子メール
 - ア データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめて送付すること
 - イ ファイル名を「提出月日_提案事業者名_参加申込書」とすること
(例：20251120_ABC 社_参加申込書)
 - ウ 後日、原本を事務局（南区総務部企画振興課）に提出すること
※ 事前に事務局に連絡し、提出方法について相談すること

(4) 提出書類

以下の①～⑨までの書類を1部提出するものとし、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にとっては、③～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

注1) JVの場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業共同体協定書」を提出すること(様式は自由)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

③ 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること

注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること

注 2) 証明書の種類については「納税証明書(その 3)」を選択すること

※「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可

⑥ 委任状(様式 2-1)

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行う場合、様式 2-1 により委任状を作成して提出すること

⑦ 誓約書(様式 2-2)

注 1) 様式第 2-2 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し印鑑は実印を使用すること

⑧ 役員名簿(様式 2-3)

注 1) 代表者及び役員の委任状を提出する場合は、代理人(支店長、営業所長等を含む)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警察本部への照会に使用する

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう(監査役、監事、事務局長は含まない)

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 直近の決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること

(5) 参加辞退

参加申込後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合、令和 7 年 12 月 11 日(木)17 時までに「提案競技参加辞退届」(様式 3)を提出すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 11 日(木)17 時まで(必着)

(2) 提出先 「18 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

① 郵送

ア 特定記録または簡易書留で原本を郵送すること

イ 送付後、必ず事務局に連絡すること

② 電子メール

ア データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめて送付すること

イ 企画提案書は正本及び副本を各 1 ファイル送付するものとする

(ウのとおり、正本及び副本がわかるデータ名とすること)

ウ ファイル名を「提出年月日_提案事業者名_企画提案書(○本)」とする

[例: 20251204_ABC 社_企画提案書(正本)]

エ 送付後、原本を事務局(南区総務部企画振興課)に提出すること

※ 事前に事務局に連絡し、提出方法について相談すること

(4) 提出書類

下記①から③までの書類の正本を1部、副本を5部提出すること。

また、1事業者（1共同事業体）1提案とし、複数の提案は認めないものとする。

① 企画提案書

ア 正本には、事業者名を記載すること

イ 副本には、全般に渡って提案者（企業名）がわかるような記述を一切しないこと

ウ 提案者は、「仕様書」（資料1）の内容を十分に踏まえた上で、審査評価表（資料2）を参考に本要領及び記載要領（資料3）に従い提案書を作成すること

エ 専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとする

オ A4 版片面横書き、上部綴じとする

カ フォントは自由とし、図表中の文字を除き、文字サイズを12ポイント以上とする

キ 表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除くページ番号を一連で付すること

ク 実施内容、実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）スケジュール等を記載すること

ケ 事業提案書にて提案する内容は、契約を締結した際に責任をもって履行できる内容とする

② 見積書（本業務期間内に要する経費）

ア 正本には、事業者名を記載すること

イ 副本には、全般に渡って提案者（企業名）がわかるような記述を一切しないこと

ウ A4 横書きとする（様式自由）

エ 「3 提案限度価格」の条件を満たし、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ金額とすること

オ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載すること

③ 同種又は類似業務の実績表

ア 過去5年以内に当該事業と同種または類似業務の実績がある場合、業務の内容及び金額等がわかる契約書の写しやプログラムなどの書類を添付すること

※ 実績がない場合は提出不要

(5) その他

① 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある

② 提案競技参加申込者が多数の場合は、提出された提案書等による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション及び質疑応答の対象者を決定する場合がある

③ 期限までに企画提案書の提出がなかった場合、提案競技への参加を辞退したものとみなす

④ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した提案を行うこと

⑤ 提案内容を確認するため、提案者に対し事前確認の連絡をする場合がある

⑥ 企画提案に係る費用は、全て提案者が負担するものとする

⑦ 提案内容を他の目的のために使用することを禁止とする

11 審査方法

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案者の企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定する。なお、本提案競技に参加する者が1社であった場合でも、審査・選定は実行するものとする。

(1) 日時（予定）

令和7年12月18日（木）

※ 令和7年12月12日（金）までに電子メールにて正式な開催日程等について通知する

- (2) 場所(予定)
南区役所 2 F 中会議室
- (3) 説明者
3 名以内 (J V の場合においても 3 名以内)
- (4) 審査方法
企画提案書のみを使用したプレゼンテーション 15 分、質疑 10 分
※ 追加資料の提出は認めない
- (5) 審査内容
 - ① 選定委員会において、「審査評価表」(資料 2)に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を選定する
 - ② 選定委員会の全委員の平均評価点が 60 点未満(100 点満点)の場合は選定しないものとする
 - ③ 最高点の者が複数いる場合は、原則として 1 位と評価した審査委員が多い提案者を最優秀提案者とする
※ 審査結果に関する質問には一切回答しないものとする
- (6) 審査結果(予定)
審査結果については、令和 7 年 12 月 19 日(金)に各提案者宛に電子メールにて通知する。
※ 審査日程の変更により、結果通知日程が変更となる場合がある

12 選定結果

福岡市のホームページで選定結果を公表するものとし、公表内容については最優秀提案者の名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない
- (2) 本市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用しないものとする
- (3) 提出された資料は返却しないものとし、事業者の選定や契約以外などの目的で使用しないものとする
- (4) 提出書類は、審査事務の必要に応じて複製することがある

14 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 受託料見積金額が「3 提案限度額」の条件を満たしていない場合
- (2) 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 提出書類に虚偽があった場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

15 契約

選定委員会での選定に基づき、福岡市は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

16 その他留意事項

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 受託者は福岡市と綿密な情報交換を行うとともに、福岡市の指示に従うこととする
- (3) 本実施要領に記載されているもののほか、福岡市が必要と認める事項について、福岡市と受託者で十分に協議を行い契約締結するものとする（企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする）

17 添付資料

(1) 資料

- ① 資料 1 仕様書
- ② 資料 2 審査評価表
- ③ 資料 3 記載要領

(2) 様式

- ① 様式 1 提案競技質問書
- ② 様式 2 提案競技参加申込書
- ③ 様式 2-1 委任状
- ④ 様式 2-2 誓約書
- ⑤ 様式 2-3 役員名簿
- ⑥ 様式 3 提案競技参加辞退届

18 提出先・問合せ先

南区総務部企画振興課 担当：松尾、橋本

〒815-8501 福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号 南区役所 1 階

TEL 092-559-5064 / E-mail: hibaru@city.fukuoka.lg.jp